

期日前投票所投票立会人の登録募集

町選挙管理委員会では、期日前投票所の投票立会人の登録者を募集します。登録を希望する人は、申込書を郵送か持参で申込先に提出してください。申込書は、町選挙管理委員会事務局、町ホームページで入手できます。

申込書により事前登録を行い、選挙があるたびに、登録者の中から選考を行い、正式に採用します。従事できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

資格 本町の選挙人名簿に登録※され選挙権を有する人。選挙の知識や経験は問いません。

※満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 カ月以上本町に住んでいる人が登録されます。

登録期間 令和 7 年 1 月 6 日(月)～令和 8 年 12 月末日

登録期間中に予定されている選挙

【参議院議員選挙】任期満了日：令和 7 年 7 月 25 日

【益城町長選挙】任期満了日：令和 8 年 5 月 4 日

【20歳になった人へ】国民年金の周知用動画を公開中

日本に住んでいる 20 歳以上の人は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。

日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や手続きなどを、動画で分かりやすく説明しています。ぜひご覧ください。

日本年金機構ホームページ
「国民年金の加入と
保険料のご案内」

問 熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144
健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113



障害者控除対象者認定書の交付

町では、要介護認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税や町・県民税の申告時に、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除(要介護 1・2・3 の人)か特別障害者控除(要介護 4・5 の人)を受けられます。

対象者

65 歳以上で、次のどちらかに該当する人

- ①令和 6 年 12 月 31 日時点で要介護認定を受けている
- ②要介護認定を受けていたが、令和 6 年中(令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日)に死亡などで資格を喪失した

申請方法

必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・【郵送希望の場合】110 円切手を貼った返信用封筒(1 月上旬の申請の場合、即日交付できないことがあります)

申請場所 健康保険課 介護保険係(役場 1 階 6 番窓口)

申請開始 1 月 9 日(木) ※対象者②の場合は随時

その他

- ・この認定書は、障害者手帳の代わりにはなりません。
- ・控除を受けようとする人の住民税が非課税で申告をする必要がない場合、この認定書は必要ありません。
- ・障害者手帳などを基に障害者控除を受ける場合、控除は重複しません。 問 健康保険課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

みんなで徹底しよう「三ない運動」

「三ない運動」とは、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指すための次の 3 つのことを指します。

政治家の寄付は禁止(贈らない)！

政治家の寄付を求めない！受け取らない！

何かと贈り物をする機会の多い年末年始。一人一人がルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

平時から禁止されていること

政治家の寄付禁止

政治家が選挙区内の人に寄付をすることは、その時期や名義のいかんにかかわらず禁止されています。有権者が求めてもいけません。政治家以外の人、政治家の名義の寄付をすることも禁止されています。

政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄付の勧誘や要求をすること、政治家名義の寄付を求めることも禁止されています。

政治家の関係団体の寄付禁止

政治家が役職員・構成員である団体や会社が、政治家の氏名を表示して行う寄付や、氏名が類推されるような方法で行う寄付は禁止されています。

政治家の後援団体の寄付禁止

政治家の後援団体(後援会など)が、設立目的により行う事業に関する寄付以外の寄付は禁止されています。

その他禁止されている行為

- ・政治家が選挙区内の人に年賀状などのあいさつ状(電報も含む)を出すことは、「答礼のための自筆によるもの」を除き、禁止されています。
- ・政治家や後援団体が選挙区内の人にあいさつする目的で、新聞・テレビ・インターネットなどで有料広告を出すと処罰されます。

詳しくは総務省
ホームページを
ご覧ください。



出展：広報紙「総務省」2024 年 12 月号

問 町選挙管理委員会 ☎ 286 - 3111

後期高齢者医療保険料・介護保険料納付確認書の交付

令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間に、普通徴収(納付書払い口座振替)で保険料を納めた人に対して、確定申告で社会保険料控除として使用する納付確認書を交付します。

後期高齢者医療保険料、介護保険料とも、原則として窓口交付となります。

申請方法

必要なもの

- ・被保険者本人の後期高齢者医療被保険者証が資格確認書(介護保険料分のみ申請の場合、介護保険被保険者証)
- ・来庁者の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)
- ・【別世帯の人が申請する場合】委任状

申請場所 健康保険課(役場 1 階 6 番窓口)

申請開始 1 月 9 日(木)

注意事項

- ・特別徴収(年金天引き)のみで納付している人には納付確認書を発行しません。日本年金機構から送付される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。なお、遺族年金や障害年金からの特別徴収の場合、「公的年金の源泉徴収票」が発行されません。必要な場合、下記へ連絡してください。
- ・役場に来庁できない場合や、申請開始前に必要な場合も、下記へご連絡ください。

問 後期高齢者医療保険料

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

介護保険料

健康保険課 介護保険係 ☎ 286 - 3114